

帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
帯広市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第 1 項及び第16条並びに令第 8 条、第 9 条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、償還免除の対象範囲を拡大するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。